平成２４年（フ）第５８号
茨城県牛久市柏田町3317番地
債務者　有限会社奥嶺工業
代表者代表取締役　佐藤清一郎
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田恭章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前11時
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
兵庫県姫路市西今宿３丁目14番19号
債務者　三原興業株式会社
代表者代表取締役　三原　浩一
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時40分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９７号
愛知県岡崎市下三ツ木町字築山47番地１
債務者　有限会社不二テック
代表者取締役　廣田　　稔
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後４時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
仙台市宮城野区燕沢３丁目14番６号
債務者　株式会社ピープロ
代表者代表取締役　加藤　昭弘
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
鳥取県米子市末広町240番地
債務者　有限会社ハンズ
代表者代表取締役　手島　正信
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後２時35分
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１４０号
香川県高松市木太町2383番地11
債務者　山根　耕治
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　耕司
4　破産債権の届出期間　平成24年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２３０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津547番地の１
債務者　友野　　勲
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伏木　壮太
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０号
宮城県柴田郡柴田町大字入間田字屋敷沢46番地
債務者　半沢　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　破産債権の届出期間　平成24年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４４号
福島県二本松市東裏118番地９、従前の住所愛知県名古屋市北区城東町３丁目59番地の１クレセント402号
債務者　佐久間紀行
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　槇　　裕康
4　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１０８３号
札幌市白石区東札幌２条３丁目２番15号　１階
債務者　橋詰　睦男
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　裕介
4　破産債権の届出期間　平成24年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０９号
千葉市中央区市場町２番９号　ダイアパレス千葉県庁前1204号
債務者　佐藤　　久
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４１号
千葉県市川市南行徳３丁目２番23号　グリーン・ルーフ206号
債務者　星野　　忍
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９００号
愛知県刈谷市板倉町２丁目10―３　サンビレッジ板倉201号、住民票上の住所愛知県刈谷市半城土町西裏143番地
債務者　江坂電気こと　江坂　岳大
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵嶌　将周
4　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３号
千葉県香取市佐原ロ2028番地
債務者　香取　幸雄
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１４４号
千葉県浦安市富岡２丁目２番15―106号
債務者　坪内　和美
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　康友
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係